

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条第1項の規定により提出します。

令和8年6月20日

瀬戸市議会議長 高島 淳 殿

提出者 瀬戸市議会議員

賛成者

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

池田信子

長江秀章

三宅聡

長江公未

馬嶋みゆ

松原大介

臼井 淳

戸田由久

中川昌也

高桑茂樹

石神栄治

8年議員提出第3号議案

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一、医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。

一、ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。

一、ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。

一、ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年6月25日

愛知県瀬戸市議会

内閣総理大臣	高市 早苗 殿
厚生労働大臣	上野 賢一郎 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）	黄川田 仁志 殿

（理 由）

この案を提出するのは、ドナーミルクの利用拡大を図るため必要があるからである。